

三宅村 議会だより

第58号

2026.08.24



写真：愛らんどリーグ2026

目次

令和8年第2回三宅村議会定例会で審議された議案	2
令和8年第2回三宅村議会定例会 議決結果	2
村政を問う（一般質問）	3
議長報告書	11





承認第1号

三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律が原則として令和8年4月1日に施行されたことから、軽自動車環境税環境性能割の廃止等の条例改正を承認しました。

承認第2号

三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律が原則として令和8年4月1日に施行されたことから、課税限度額、軽減判定所

令和8年第2回三宅村議会定例会
(会期：6月10日)
で審議された議案

承認第3号

三宅村固定資産評価員の選任の同意に係る専決処分の承認について

令和8年4月1日付で、村税を所管する村民課長宮下亮が固定資産評価員に選任されました。

議案第1号

令和8年度三宅村一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1909万5千円を追加し、総額47億9307万円となりました。

主な内容は、情報通信管理、夕景浜温泉維持管理等の増額補正です。

議案第2号

令和8年度三宅村ふれあい児童公園整備工事請負契約の締結について

児童公園遊戯施設整備、園路広場整備等工事の契約が締結されました。

議案第3号

(仮称)三宅村テニスコート整備工事請負契約の締結について

テニスコート2面、駐車場整備等工事の契約が締結されました。



坪田漁港

令和8年第2回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川 博史	高松 秀直	曾我部 宏一	佐久間 正文	沖山 肇	平川 大作	
承認第1号	三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
承認第2号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	〃
承認第3号	三宅村固定資産評価員の選任の同意に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	〃
議案第1号	令和8年度三宅村一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	令和8年度三宅村ふれあい児童公園整備工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	〃
議案第3号	(仮称)三宅村テニスコート整備工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	〃

※表中の記号： ○…賛成 ×…反対 -…欠席

村政を問う

5人の議員が一般質問

高松 秀直

議員



問 行政の健全育成について

行政は現在定員割れで、限られた人員の中で人員確保が難しい中、行政運営に努めている。これからますますの人口減少が予想され、少数数自治体の特性が顕著に現れています。職員の負担が増大しています。

これから先、ますます行政改革による効率的な運営に努めることが必要ではないかと思っています。
村長の目指している職員の健全な人材育成と人員確保、

組織改革計画、そして施政方針で述べていた効率的な運営と、行政サービスの向上や職員負担の軽減を図るためのDXの導入計画等についてお聞きしたいと思います。

答 総務課長

まず、人材育成と人員確保ですが、人材育成については、市町村職員研修所をはじめとした庁内外の研修により職員のスキルアップを図ってまいります。

人員の確保につきましては、今年度に入り8人の新規職員が入庁したところですが、専門職をはじめ事務職においても欠員の部署があることから、引き続き求人サイトの活用のほか、さまざまな求人イベントに参加するなど、職員確保に努めてまいります。

次に、組織改革についてですが、現時点で具体的な組織改編の方針が決定しているものはありませんが、住民サービスの向上と行政運営の効率化の観点から、全国的な動

向を参考に、より効果的に機能する組織体制の在り方について研究してまいりたいと思っています。

最後に、行政運営の効率化、行政サービスの向上や職員負担の軽減を図るためのDX化についてですが、現在、課題を短期軸と長期軸に整理して取り組みを進めているところでは、三宅村のDX課題を整理するほか、GovTech東京と三宅村でプロジェクトチームを編成し、生成AIやBIツールを活用した効果的な業務推進を目指したプロジェクトを本年5月からスタートいたしました。

長期軸では、将来を見据え、今年度からGovTech東京の人材派遣プログラムに参加し、2カ年をかけてDXマネジメント人材の育成に



取りかかっております。

再 もう一つ、三宅高校の卒業式に参加させていただくと、将来は島に帰ってきたいとほとんどの皆さんが言っています。そういう方に大学へ行かれたり、就職されたりという人もいます。

が、大学へ行かれる人とかに三宅村の職員にならないかアピールする、コンタクトを取るといこともすごく大事だと思えますが、どのようにこれからやっていくのか、お聞きします。

答 総務課長

三宅高校の卒業生に対しての将来の三宅へのコンタクトということですが、昨年度から、三宅高校に求人票を村から提出している状況です。村のそういった部分も、向こうの進路の先生たちと協議しながら、将来の人材確保に向けては動いているところで

再 私が言った、大学へ入ってからのコンタクトを、村が三宅島とのいろいろなやり取りやコミュニケーションも図っていったらよいと思います。

次に、私が一番、これから村政として行わなくてはいいないと思っているDXについて、要望と意見を述べさせて

いただきます。

DXは、デジタルトランスフォーメーションといいますが、調べてみると、デジタル技術やデータを活用して、業務プロセスやサービス、ビジネスモデルを根本から変革し、新たな価値を創出することと書いてあります。

今までのことをもっと掘り下げて、新たなものをつくっていくということでは、それを踏まえて、これからDXは、単なるシステム導入ではなく、住民サービスの向上と業務の効率化を両立することが大切だと思います。そこが一番難しいと思います。私が、私から4点だけ要望します。

次の点に注意してDXを進めていただきたいと思います。1点目、現在の業務フロー



の整理を行い、村でやっている業務フローの整理を行い、業務プロセスを見直し無駄をなくし、働き方の改革をし、職員の業務軽減に取り組むことが必要だと思います。

2点目、DXの専門知識を持った人材の確保が重要だと思います。それと、今既存の職員のデジタル知識のスキルアップも必要だと思います。

3点目、セキュリティ対策を徹底することです。一番大切なのがセキュリティ対策で、重要な個人情報を取り扱うために、厳格なアクセス制限、サイバーセキュリティ対策が重要です。取り扱う職員のセキュリティ意識の厳格化が最も重要だと思います。そして、犯罪を起こさないためのシステムづくりも重要です。

4点目、一番やらなければいけないことですが、住民の情報格差をなくすということです。高齢者などに対して、対面の窓口を充実させ、丁寧なサポート体制をつくっていくことが一番大切だと思います。

これから将来の人口減少や職員の減少に対して有効なDX化を推進し、住民に優しく、そして職員に優しい行政を目指して頑張っていたきたい。

私たちも一緒に頑張っていかなければいけないと思います。

答 総務課長

ただいま、4点のご要望をいただいたところです。そのうち、セキュリティにつきましても、最も当たり前なところとして、最重要点として認識をしております。

それから、専門的な知識を持った人材、業務プロセスの中から職員の業務負担の軽減等については、本年5月からプロジェクトチームを立ち上げて検討していく状況に入っております。また、住民の情報格差をなくすというところは、高齢化率40%を踏まえる本村においては、その辺について重々前提に考えた中で取り組んでまいりたいと考えております。



北川 博史 議員



問 税金等のキャッシュレス決済導入について

現在、全国の自治体では、住民サービス向上や窓口負担軽減のため、キャッシュレス決済の導入が進められております。特にクレジットカード、QRコード決済、電子マネー等を活用した納付方法は、若年者のみならず高齢者にも徐々に浸透してきており、24時間納付可能であることや、現金管理負担軽減などから多くの利点があります。

一方、三宅村においては金融機関やATMの利用環境が限られることもあり、住民やその他の利便性向上の観点からも、キャッシュレス対応は重要な課題であると考えます。

そこで、以下について伺います。

1、現在、三宅村における税



金等の納付方法の現状について伺います。

2、キャッシュレス決済等を導入した場合、住民利便性向上や、収納率向上への効果をもどるよう認識しているのか伺います。

3、今後導入予定や取組など検討をする考えがあるかを伺います。

答 村民課長

まず1点目、現在の三宅村における税金等の納付方法の現状でございますが、税金や使用料など、村の公金については、まず島内では臨時庁舎窓口の会計、それから各出張所、各金融機関窓口での支払い、そのほか島外では全国の銀行窓口のほか、郵便局においては関東と山梨県の一部で支払いが可能となっております。また、窓口払いのほか、口座振替での納付が可能となっております。

税金に関しては、令和5年度から地方税統一QRコードを活用したキャッシュレス納付を導入しております。

なお、今年度から国民健康保険税についても対応をいたします。

続いて2点目、キャッシュレス決済を導入した際の利便性向上や収納率向上への効果ということですが、ご質問にもありますように、24時間365日いつでもどこでも納付ができることや、クレジットカード、インターネットバンキング、それからスマホ決済など、幅広い納付方法が選択できるため、利便性は高く、収納率の向上にも効果があるものと認識しております。

最後、3点目、今後についてですが、税以外の使用料等についても、地方税統一QRコードを活用したキャッシュレス納付の導入を検討してまいります。

再

村からは、税金等の納付についてQRコード決済や電子カード決済に対応しているとの答弁がありました。が、しかしながら、実際にはその制度が村民に十分周知されているとは言えず、多くの方が利用できることを知らない状況であると感じております。

そこで、現在利用可能なQ

Rコード決済や電子決済において、村はどのような方法で住民へ周知していくのか。
また、キャッシュレス納付の利用実績や利用率を把握できているのか。
それと、利用率向上のため、広報みやけやホームページなどを使い積極的な周知を行う考えがあるのか伺います。

答 村民課長

QRコードにおける決裁、こちらについての周知ということですが、令和5年度から開始しておりまして、5年度、6年度、7年度と3カ年、納税通知書、納付書の中に同封して周知をしております。3年たったということですが、今年度の納税通知書の中に同封はしなかったんですけれども、今後この利用の拡大も含めて、広報、それからホ



ームページ等で周知を徹底してまいりたいと思います。
また、利用率ということですが、こちら地方税統一QRコードを使って納付されますと、そのデータがまとまると村のほうに収入状況として反映される仕組みになっておりますので、ある程度この利用率というんですか、銀行窓口で払っても、このQRコードで決済という形で入ってきてしまいきますので、どういう形で決裁したかという種別は分からないですけれども、このQRコードを使って納付されたというこの実績は把握している状況です。

再

人口減少や高齢化が進む中で、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、行政手続のオンライン化やデジタル化の推進が重要となってくると思います。また、今後は各種申請や届出に

ついても、来庁しなくても手続ができる環境整備も必要となってくるのではと、この質問をさせていただきました。
そこで、今は税金だけのようない感じがしますが、今後証明書や各種申請などオンライン化を拡大する考えはあるのかを伺います。

答 村民課長

窓口業務等々、使用料、手数料を含めてですが、こちらの支払い、または窓口手続業務等のオンライン化ということですが、先ほど2番議員の質問の中でDX化というようなご質問もありました。総務課長のほうからも答弁あったように、今年度からプロジェクトチームを発足しているという状況ですので、そういう中で検討もしながら、デジタル化、DX化に向けて、慎重に協議をしていきたいと思っております。



平川 大作
議員



問 無電柱化について

無電柱化によって、災害等により停電が発生した場合の通電までの時間について、東京都よりどのような説明を受けているのか伺います。

答 企画財政課長

東京都からの説明といたしましては、無電柱化は、電線を地中化することで自然災



害からの被災を軽減でき、万が一被災した場合も、これまでも同様に電力事業者等と連携し、復旧していくと伺っております。停電が発生した場合の通電までの時間でございますが、停電の原因と復旧に要する時間は、状況に応じて異なるため、個別具体的な時間についてはお答えすることができません。

三宅村といたしましては、激甚化する自然災害の脅威に対応するため、災害に強い島づくりの実現に向けて引き続き東京都や電力事業者等と連携して取り組んでいきます。

再

断線なんかの場合の工事については、簡単にできるものなんですか、埋めちゃった場合に、それについてお聞きしたいと思います。

答 企画財政課長

無電柱化することのメリットといたしましては、これま

問 防災訓練について

答 総務課長

答 総務課長

あと、村の施設全てという

各海岸に近いところの方々については、一次避難をする場所、何メートル以上というのを決めていきますので、そういった形で避難を、対応していただければと思いますので、その旨で周知とか、もしご協力いただければ、お伝えいただければと思います。

確かに部長の言のとおりだと思います。早期に兆

答 総務課長

問 クラス対策について

答 観光産業課長

問 外来種の駆除について

特別指定外来種のオオキンケイギクが今年もまた咲いている。去年以上に多いように思う。支庁の事業説明会でも質問しましたが、オオキンケイギクの駆除のため何らかの

対応をされたのか伺います。

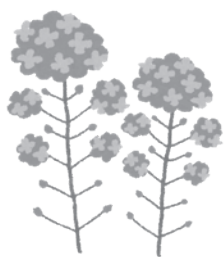
【答】企画財政課長

三宅村におけるオオキンケイギク駆除の対応としましては、過去にも広報みやけにおいて、オオキンケイギク駆除のご協力をお願いを掲載し、私有地における注意喚起と駆除の協力を依頼してきたところではあります。最新の6月号へも掲載し、同様の周知を行っております。また、村の所有地につきましては、三宅村役場の各所管課において施設管理しております。

なお、都道など東京都の所有地につきましては、三宅支庁が対応すると聞いております。

オオキンケイギクによる生態系への影響を最小限にとどめるため、引き続き関係機関と連携するとともに、庁内の情報共有を密にして、適時適切な対応に努めます。

再 村民の皆さんに対しての周知は本当によくされて



いると思います。ただ、公有地において生えているところが多々あるんですよ。岡堀だとか病院の跡だとかあります。これも、ちょっと遅いぐらいです。

国が特別指定外来種というように指定をしたということは、それぐらい害があるということだと判断しています。今からでも、公有地において花を取ってもらうことも絶対必要です。ちなみに、支庁は質問して3日ぐらいで道路際を全部取ってもらいました。素早い対応でしたよね。

行政としてはその対応は当たり前なのかなと、村民の皆さんの声を聞くという意味で質問しているわけですから、早期に対応していただければと考えます。

行政も所管する場所においては早急に対応してください。そうしなければ、住民の皆さんの信頼が得られませんか。早急に対応をお願いできますか。

【答】企画財政課長

村有地につきましては、各所管課で対応しており、駆除の時期につきましては、可能な限り早急に対応することとしております。引き続き、生育状況を踏まえて駆除に努めます。

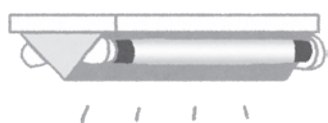
佐久間正文

議員



問 蛍光灯の製造中止にもなう事故や火災の対応について

蛍光灯は国際法により、2027年度末、製造や輸入が段階的に禁止されるのを前に、家庭でもLEDに置き換える動きが広がっています。従来の照明器具をそのままにして付け替えるだけでは、



火災事故につながるケースもあり、家庭での注意が必要となります。しかし、認知度は、2025年8月時点で、全国で40・8%となっており、日頃より消防に携わる方々に敬意と感謝はしておりますが、本島においては、各家庭における初期消火に備える消火器の備えは十分でしょうか。また、住宅に關しても同様に考えますが、事故や火災に至らぬよう、事前周知に關してはどのように対応しているのか考えを伺います。

【答】消防長

蛍光ランプの代替品として交換用LEDランプを取り付ける際、既設の照明器具との組合せが不適切である場合、発煙・発火およびランプの落下等の重大事故につながるおそれがあります。

本村が行う住宅における火災予防の推進を図るため、三宅村火災予防条例において、家屋の所有者や入居者など関係者への住宅用防災機器の設置義務のほか、村は火災予防を推進するため、機械器具や設備の普及の促進に努めるよう定められております。一方で、村民の皆さまには、住宅用防災警報器等の設置や住宅用消火器、簡易消火用具の設置のほか、防火用品の使用に努めるよう定められています。



ことです。

こうしたことから、今回のような火災発生の危険性を踏まえ、役場ホームページのほか、三宅島産業祭や初期消火講習など、訓練やイベント会場などにおいても注意喚起に努めます。

【答】地域整備課長

村営住宅に入居をされている方々に対しましては、LED機器交換時の注意点を含めた形で、住宅火災予防のためのチラシを作成、配布し、火災の発生を防ぐための周知に努めたいと思います。

再 LEDに替えることを安易に考えている、周知されていないですね。

周知徹底ということでしたいただきますけれども、住宅に關しましては、住宅の造り



から備えなきゃいけないという消防法は当てはまらないのは承知しております。個人的に買わなきゃいけないということになるかと思っています。ただ、消火器は一番安いものでも5万円ぐらいしますから大変だと思っています。ですから、火事にならないことが一番いいわけなんです。事前を防ぐということが一番重要かと思っております。製品評価技術基盤機構、通称ナイトによりますと、事故や火災がこれから発生することが多くなることを心配されております。

令和8年、今年の5月11日の静岡新聞に初期消火の体制の確立として、消防用の設備等の適正化ということで出て

ありました。消火器、三角バケツ、水バケツ等の対応の呼びかけをしている多くの自治体が指導をしております。いろいろと周知をこれからもしっていく考え方を聞きしましたが、もっと分かりやすく身近に説明をしていただければ助かるかと思っております。

文書で家庭に配られても、意外と読まない人が多いとは認識しております。重要だとは思いますが、あつてはならない事故のために、先にご家庭における注意喚起をしてもらいたいと思っております。

三宅島においても1500以上の世帯がありますから、大変なことだろうとは思いますが、再三繰り返しますけれども、事故にならないようにお願いしたいと思います。蛍光灯の点灯方式にはいろんな難しい、グローバルスターとか、インバーターだとか、いろいろありますけれども、私もこれを聞いても、正直言って分かりません。これをどれに対応していいのかということも全く分かりません。先ほど言いましたけれども、ペンダントはそのまま変えれば良いと理解はしていま



すが、取り付けられたものに関しては、グローバルスター方式なのか、インバーター方式なのかよく分かりません。

これは業者がやらなきゃいけないことだと思います。大体1万円かかるらしいですけど、都としては6割の補助が今出ているそうなんです。が、それに関してはもう当然ご承知だと思んですが、活用も視野に入れてやられるということですのでよろしいでしょう。

答 消防長

今、議員がおっしゃった補助関係の、その辺を詳しく調べまして、住民にはその辺を伝えながら周知していきたいと思えます。

曾我部 宏一

議員



問 移住体験住宅について

三宅村移住体験住宅は、三宅村島ぐらし体験事業により三宅村へ移住定住を希望する方に、一時的に提供する目的で設置しました。そこで、本施設の移住体験者の利用状況、人数と今後の本事業計画について伺います。

令和7年度における利用状況ですが、島ぐらし体験事業2回、ミニ島ぐらし体験事業2回の計4回使用し、7人、延べ27泊の利用がありました。

答 企画財政課長



今後の事業計画は、昨年度に引き続き島ぐらし体験事業参加者の宿泊場所として活用するほか、三宅島への移住と併せて島内事業者への就業を希望される方が一時的に利用できる施設として運用を開始するため、引き続き関係機関との調整と設備等の整備を進めてまいります。

答 企業課長

次に、看板の設置につきましては、施設の活用と併せて具体的な内容を決定してまいります。



とが重要であると認識しております。名称変更については、関係機関と調整等をさせていただき、来年2月に開催予定である三宅村乗合自動車運営協議会へ提案したいと考えております。

再 令和7年度は4回実施しているということですが、令和8年度当初予算において、移住体験住宅使用料40万円上程しております。設置条例第11条、使用料について、1日1室1000円となっております。使用できる部屋数、宿泊スペース、宿泊室が4部屋、これで40万円を逆算すると、400日この島ぐらし体験事業の中でどのよう



答 企画財政課長

令和8年度におきましても、島ぐらし体験事業は、令和7年度と同様に、島ぐらし体験2回、ミニ島ぐらし2回を予定しております。移住体験住宅の利用につきましては、それに限らず、今後、三宅島への移住と併せて島内事業者への就職を希望される方を随時受け入れられるような運用を開始したいと考えております。

再 設置条例の中で、三宅村へ移住定住を希望する人に対してサポートするという反面、地域住民との交流を目的とした交流スペースの活用について伺います。

答 企画財政課長

現在、島ぐらし体験のオリエンテーションで関係者との交流の場として活用しております。今後につきましては、先輩移住者との交流や島内の事業者との採用試験の会場、あとは意見交換の場としても利用を考えていきたいと思っております。

再 令和7年にスロープに改修していますけれども、やはり限られた人で使うということではなく、オープン施設としてより有効的な活用を

図っていったらどうか、1点教えてください。

それと、令和7年の第2定で、当時、担当課長が看板設置もできるように検討してまいりたいという答弁をし、1年たっています。課長は、利用状況を見て立てていくと、全然食い違っている答弁なので、村としては実際看板についてどのような検討をしたのか伺います。

答 企画財政課長

本施設につきましては、移住定住を目的に設置しております。通常の公共施設とはまた一部異なる性質がございます。そのため、施設の運用につきましては、慎重かつ効果的な方法を検討していきま



す。

看板について、前回ご答弁させていただいたとおり、設置をするかしないかというところを検討を進めてきたところですが、今後は施設の運用をなるべく、移住定住という一つの目的はありますが、可能な限り幅広く活用できるように、看板の内容につきましては具体的に決定していきたいと考えております。

再 交流スペースの建物については、設置条例の一部を改正し、年間通して有効利用できたほうがいいので、ぜひ検討してください。

看板は、施設が何であるか分からないから作ったらどうか、十分内部で検討していただきたい。というのは、バス



停の名称に絡んでくるので、再度伺います。

答 企画財政課長

看板の内容、設置につきましては、庁内で改めて協議をさせていただきたいと思えます。バス停の名称との兼ね合いもございますので、協議を進めて設置に向けて努めていきたいと考えております。

再 看板の件については早急に内部で検討して出してください。

それでバス停の名称変更について、関係機関と調整して来年の乗合自動車運営協議会にかけるということですが、道路運送法で停留所の名称を変更する手続について伺います。

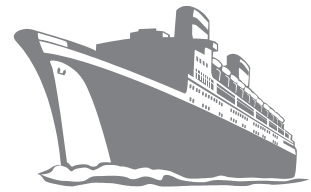
答 企業課長

バス停名称変更手続の届出につきましては、現在、バス停名が「企業課前」ということで、現に企業課事務所が廃止になったということもあります。先ほどの看板の件も含めて、その施設名のバス停がいいのか、または地域に即したようなバス停名がいいのか、そういったところを協議させていただいてバス停名を検討して、乗合自動車運営協議会のほうへ提出したいと考



えております。
また、こちらの委員会のほうで名称等を変更承認いただいた後、東京都運輸支局にバス停名変更の届出書というのを提出すれば変更が可能ということが確認できております。

再 名称については、現島内の停留所を見ると、旧何々となっているのは「旧坪田小学校前」だけで、であれば「旧企業課前」にするのか、新たな施設ができたので、その建物の名称を使うのが普通かと思えます。
運輸局の関係に移ります。道路運送法第15条第4項、これは名称、運送法第15条中、事業計画変更については一般旅客自動車運送事業者は事業



計画変更があったときは、国交大臣に認可を受けなければならないというたつていて、第15条の第4項は、一般旅客自動車運送事業者は営業所の名称、その他国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画を変更したときは、遅延なく、その旨を国土交通大臣に届けなければならぬというたつています。

そして、施行規則第15条の2、法第15条第4項の国土交通省令で定める軽微な事項というたつてあります。第15条の2第3項は、停留所または乗降地点の名称及び位置並びに停留所間は、乗降地点間のキロ数となっております。

これを基に私も、関東運輸局が三宅島を所管しているところなので確認したところ、この軽微な事項という中に名称変更が含まれています。これは、当然他の法とは違って

事前に上級官庁とヒアリングもなければ、要はそういう運輸業をしている事業者で勝手に変えることができるという見解をいただいています。であれば、変更した後に事後届出で済むそうです。
先ほど言った乗合自動車運営協議会の2月まで待たなくて名称変更ができるのかと思いますが、いかがですか。

答 企業課長

今回、以前「法務局前」というバス停があり、法務局が廃止になりましたので、名称「焼場」バス停に変更させていただきました。その際に、先ほどご説明したような流れで変更手続をされていたという経緯もありますので、今回もそれにならった流れで、現在名称変更の手続を進めたいと考えております。



再 神着にある「法務局前」、法務局が完全に三宅村から撤退して九段に移り、今は某薬局屋さんが使用していますが、今回、公的な施設、移住体験の施設ができるので、その名称にしたらどうかというのを提言しているのであって、法務局の事例と今回の事例は違うと思いますが、いかがですか。

答 企業課長

議員ご指摘の、施設ができたといいところの名称を使いたバス停がいいというご意見もあるかと思えます。また、関係機関との調整というところで、また地元住民の方等も

含めて、そういったご意見どうでしようかというところを調整させていただいて、バス停の名称を決定したいと考えております。



大路池

議長報告書

(令和8年2月18日～令和8年5月26日)

1. 出張関係

- 令和8年2月16日(月)
令和7年度東京都町村議会議長
会第2回定期総会出席(立川市)
- 行政懇談会出席(立川市)
- 令和8年2月17日(火)
令和8年東京都島しょ町村議会
議長会定期総会出席(港区)
- 令和8年東京都島嶼町村会・島
しょ町村議会議長会第1回合同
会議出席(港区)
- 東京都島嶼町村一部事務組合定
例会出席(港区)
- 令和8年3月10日(火)
東京都平和の日記念式典出席
(新宿区)
- 令和8年3月28日(土)
第72回小金井桜まつり出席(小
金井市)
- 令和8年5月7日(木)
令和8年度東京都町村議会議長
会第1回定期総会出席(港区)
- 東京都町村議会議員講演会及び
意見交換会出席(港区)

2. 行事・来島者関係

- 令和8年5月26日(火)
令和8年度町村議会議長・副議
長研修会出席(千代田区)
- 令和8年3月4日(水)
東京都立三宅高等学校卒業式出
席
- 令和8年3月8日(日)
村民の日綱引き大会出席
- 令和8年3月19日(木)
三宅村立三宅中学校卒業式出席
- 令和8年3月24日(火)
三宅村立三宅小学校卒業式出席
- 令和8年4月7日(火)
三宅村立三宅小学校入学式出席
- 三宅村立三宅中学校入学式出席
- 東京都立三宅高等学校入学式出
席
- 令和5月23日(土)
三宅小中合同運動会出席

編集後記

朝、カラスのにぎやかな鳴き声が騒々しく聞こえてくることがあります。脅すとかえっていたずらをするため、静かに見守っていましたが、家庭菜園のトマトやナスをつつかれることもよくあります。

都会では、ごみの管理が進んだことでカラスが減っているそうです。三宅島でもごみの管理はされていますが、カラスも生き抜くために必死なのでしょう。

近年は熊等が人里に現れ、人を襲うことも増えています。動物もまた、生きるために必死に行動しているのだと感じます。

人間も長い年月をかけて発展し、人口を増やしてきました。しかし、戦争や災害は昔から絶えず、争いもなくなっていないません。

さらに現代では、戦争もAIやロボットにより大変な進化をしているようです。

そして私たちの暮らしもAIにより大きく変わろうとしています。

便利で豊かな時代になっても、人間も他の動物も今を生きていくことの大変さは変わりません。しかし、いま、今日の問題は猛暑に負けず、日々を少しでも楽しく元気に過ごしていきたいということのように思います。

議会だより編集委員長 高松 秀直

第31回ふれあいランド三宅島マリン21フェスティバル



フォト
ギャラリー



アッコちゃんのジャンケン大会

- フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発 行：三宅村議会
住 所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電 話：04994-5-0956
担 当：議会事務局